

設置場所等の基準に関する要領

1 趣 旨

この要領は、浄化槽に関する取扱要綱第3-(1)に規定する浄化槽の設置場所等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所の基準

- (1) 下水路、河川等の適当な放流先があること。
- (2) 井戸、水道水源を汚染するおそれのない位置であること。
- (3) 維持管理しやすい場所であること。
- (4) 放流先が用水路又は私設下水路の場合には、浄化槽の設置手続とは別に、利水上支障がないように配慮されていること。
- (5) 同一敷地内においては、原則として浄化槽の設置は1ヶ所とすること。
- (6) その他環境衛生上支障のない位置であること。
- (7) 51人槽以上の浄化槽については、なお次によること。
 - ア 設置場所は、風向などに留意して選定すること。
 - イ 努めて建物から遠ざけて、危険防止及び維持管理の見地から、原則として、周囲に柵等を設けること。

(柵等が設けられない場合にあつては、保守点検等の作業時には、仮設の囲い等を設け、立ち入り禁止の表示を行えるようにし、作業中の安全の確保を図ること。
 - ウ 周囲の空地は、原則として緑化すること。(団地等の場合は、維持管理上支障が生じないよう浄化槽面積の1/2以上の空地を確保するとともに、周囲を緑化すること。)

3 放流水質の基準

放流水質は、次の表の各項に定める基準値以下とする。

関係法規	区分	放流水質基準等
浄化槽法 建築基準法	—	BOD: 日平均 20mg/l (BOD除去率 90%以上)
水質汚濁防止法 香川県生活環境 の 保全に関する条 例	日最大排水量 50m ³ 以上の特定作業 場に 設置されるもの	排水口において、排水基準が 遵守 できるものであること。

香川県生活環境の保全に関する条例	日平均排水量 10m ³ 以上の水質特定作業場に設置されるもの	(平成 24 年 4 月 1 日～)排水口において、水質排水基準 (TOC:16mg/l) が遵守できるものであること。
水質汚濁防止法瀬戸内海環境保全特別措置法	日最大排水量 50m ³ 以上の特定作業場に設置されるもの	総量規制基準が遵守できるものであること。

附 則

この要領は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。